

令和7年度 四日市市男女共同参画センター会計年度任用職員(フルタイム)

企画運営担当 採用試験要項

1. 募集職種及び採用予定人数

- (1) 募集職種 四日市市会計年度任用職員(フルタイム)(男女共同参画センター 企画運営担当)
(2) 採用予定人数 1人

2. 採用予定日 令和7年4月1日

3. 受験資格 次の(1)～(5)の条件を全て満たす人

- (1) 男女共同参画に関する知識を有し、男女共同参画推進等に関心、意欲がある人
(2) 昭和40年4月2日以降に生まれた人
(3) 地方公務員法第16条に定める欠格条項に該当しない人
(4) 外国籍の人は、永住者または特別永住者の在留資格を有する人
(5) パソコン(ワード・エクセル)を使用できる人
(6) 普通自動車免許を有する人

4. 主な業務

- (1) 男女共同参画推進に関する講座・啓発の企画・運営
(2) 男女共同参画推進団体等の育成・自立支援
(3) 男女共同参画に関する情報の収集・提供に関する事
(4) 男女共同参画センターの受付及び貸館等センター管理に関する事
(5) 女性保護事業の啓発に関する事
(6) 女性からの様々な相談を電話で行い、男女共同参画の視点を持って助言や情報提供を行う事
(7) 上記にかかる事務処理

5. 業務にあたって

- (1) 採用後、男女共同参画に関する研修等を受講していただきます。
(2) パソコンを使って文書作成・事務をしていただきます。
(3) 自ら公用車を運転して業務を行なっていただきます。

6. 試験日及び会場

試験日	令和7年2月2日(日) 午前9時50分から
会場	本町プラザ3階 会議室 ほか (四日市市本町9番8号)

7. 試験内容

試験科目	内 容	
適性検査	主として職務遂行上必要な資質及び組織への適応性について測定する検査を行います。	50分
小論文	男女共同参画に関するテーマで小論文試験を行います。 (600字以上800字以内)	50分
事務能力基礎試験	国語(日本語)能力及び数的処理能力についての筆記試験を行います。	50分
面接試験	人物及び職務に対する適応性等の総合評価を行います。	

* 試験日には、鉛筆(BまたはHB)数本と消しゴム及びボールペンなどの筆記用具を持参してください。

* 合格者には、所定の期間内に健康診断を受診していただきます。

8. 合格発表

採用試験の結果発表 郵送で本人に通知します。発送は令和7年2月21日(金)頃の予定。

9. 受験手続

(1) 提出書類

- (A) 受験申込書 1部 (市規定用紙。3カ月以内に撮影した上半身・脱帽の写真[30×40mm]を貼ること。学歴・職歴欄には、最終学歴と現在にいたる経歴を記載すること)
- (B) 受験票 1枚 (市規定用紙。受験申込書と同一写真を貼り、受験申込書から切り離さないこと)
- (C) 封筒(定型) 2通 (長形3号。受験票送付用、試験結果送付用。あて名を明記し110円分の切手をそれぞれに貼ること)
- (D) 在留資格を証する書類(住民票など) 1部 (外国籍の人に限り)
 - ※ 個人番号情報は不要です。
 - ※ 受験に際して取得した個人情報、採用試験及び採用に関する事務以外の目的では使用しません。また、提出書類については返却しません。

(2) 提出先

四日市市 市民生活部 男女共同参画課

〒510-0093 四日市市本町9番8号 本町プラザ3階 四日市市男女共同参画センター内

(3) 受付期間

令和6年12月18日(水)～令和7年1月17日(金) 必着

* 郵送の場合は、封筒に「受験申込書在中」と朱書きし、受付期間内に到着するようにしてください。

(郵送の場合でも締切日までの到着分のみ有効とします)

* 持参の場合は、祝日を除く火～土曜日の午前8時30分～午後5時15分までとします。

10. 試験結果の提供

この試験に不合格になった人で希望者には、総合順位と総合得点をお知らせします。

- (1) 期間 合格発表日から1カ月間
- (2) 場所 四日市市 市民生活部 男女共同参画課
- (3) 請求方法 受験者本人が、受験票又は本人確認書類(運転免許証等)を持参の上直接申し出てください。

11. 受験についての問い合わせ

四日市市 市民生活部 男女共同参画課 TEL 059-354-8331

■採用条件

☆採用後の給与等 (令和7年4月予定)

- (1) 初任給 190,960円(金額は地域手当(10%)を含む)
 - ☆前職歴に応じて初任給へ加算する場合があります。(同職種の前職がある場合に限りです)
 - ☆諸手当として通勤手当、地域手当、期末・勤勉手当(4.5月分)、退職手当などが支給されます。
 - ☆民間給与の動向に応じて改定される国家公務員給与に準拠して給与改定があります。
 - ☆「四日市市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則」が改正される場合があります。
- (2) 勤務場所 四日市市男女共同参画センター(ただし、組織・業務の見直しなどにより他の部署への異動となることがあります。)
- (3) 勤務時間等 1週あたり38.75時間、原則として祝日を除く火～土曜日の午前8時30分～午後5時15分
- (4) 休暇 年次有給休暇が年間20日あり、残日数がある場合は翌年度に繰り越すことができます。その他、結婚休暇、出産補助休暇など規則で定められた休暇があります。
- (5) 任用期間及び再度の任用 採用の日から同日の属する会計年度の末日を限度とする。(令和8年3月31日)(勤務実績に基づく能力の実証により再度の任用あり。ただし、最長令和10年3月31日まで。)(その後2年間は選考による再度の任用あり。ただし、最長令和12年3月31日まで。なお、受験年度の年度末年齢が59歳の方は、63歳を超えての選考による再度の任用はありません。)

地方公務員法第16条(欠格条項)

次の各号のいずれか該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立する政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者